

[事案 2022-11] 新契約無効請求

・令和4年12月12日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2022-34] の申立人の妹である。

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年7月に代理店を通じて契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還するか、満期保険金が300万円の養老保険に変更してほしい。

- (1)父が、自分を被保険者とする保険を検討しようと保険会社に連絡をしたところ、募集人は、「ちょうど良い保険がありますよ」と述べ、本契約を勧めた。
- (2)募集人の説明は十分理解できていなかったが、父の養老契約と同じ内容であると考えて申し込んだ。
- (3)同じ保険に申し込んだ姉が、「55歳になったら300万円が貰えるってことですよ」と質問したところ、募集人は否定しなかった。そのため、本契約は55歳になったら300万円が貰える内容であると考えた。
- (4)募集人から、「保険料払込期間中の保険金額は300万円だが、保険料払込後の保険金額は60万円」と明確に説明を受けていれば、本契約を申し込むことはなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人姉および申立人父には、養老保険の保障があったが、申立人にはなかったことから、募集人は、申立人に関し、介護医療保険料控除部分について、医療特約保険料を活用してはどうかと申立人父に提案した。その際、医療特約の保険料について、介護医療保険料控除の最大額の控除を受けられるように提案した。
- (2)申立人らから、申立人父の契約と同じ内容の保険に入りたいという希望は聞いていない。
- (3)募集人は、設計書を用いて、60万円の基本保障が生涯続くが、保険料の払込期間中は基本保障が5倍の300万円であること、特約については金額が変わらずに生涯保障となること、解約返戻金の推移等を説明した。また、本契約は、払込保険料総額が死亡保険金額を上回り、掛け捨て部分が生じることになることから、募集人は、払込保険料総額と死亡保険金額の差額を保険料払込期間で割った金額が保障代であると説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人、申立人父および申立人姉、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。